

写

前橋市教育委員会告示第3号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

平成28年3月10日

前橋市教育委員会

委員長 村山昌暢

記

- 1 日 時 平成28年3月15日（火） 午後3時00分
- 2 場 所 市役所3階31会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第7号 前橋市教育委員会行政組織規則の改正について
 - (2) 議案第8号 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について
 - (3) 議案第9号 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について
 - (4) 議案第10号 前橋市青少年支援センター規則の改正について
 - (5) 議案第11号 前橋市指定文化財の指定について
 - (6) 議案第12号 市費負担教職員（管理職）人事について

平成28年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
7	前橋市教育委員会行政組織規則の改正について	総務課
8	前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について	総務課
9	前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について	総務課
10	前橋市青少年支援センター規則の改正について	青少年課
11	前橋市指定文化財の指定について	文化財保護課
○12	市費負担教職員（管理職）人事について	学校教育課

「注」○印については、当日送付

3 委員長の選挙

4 委員長職務代行者の指定

5 座席の指定

6 その他

(1) 行事について

(総務課)

(2) 平成27年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

(文化財保護課)

(3) 平成27年度第2回国指定天然記念物「岩神の飛石」環境整備委員会議の開催結果について

(文化財保護課)

※資料は定例会当日送付

(4) 平成28年度中学生海外研修事業について

(青少年課)

(5) 平成28年度市立前橋高校入試結果について

(前橋高等学校)

※資料は定例会当日送付

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3月定例会
平成28年3月15日(火)
午後3時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出の諸報告

第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第7号 前橋市教育委員会行政組織規則の改正について
- (2) 議案第8号 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について
- (3) 議案第9号 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について
- (4) 議案第10号 前橋市青少年支援センター規則の改正について
- (5) 議案第11号 前橋市指定文化財の指定について
- (6) 議案第12号 市費負担教職員(管理職)人事について

第5 委員長の選挙

第6 委員長職務代行者の指定

第7 座席の指定

第8 その他

- (1) 行事について
- (2) 平成27年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について
- (3) 平成27年度第2回国指定天然記念物「岩神の飛石」環境整備委員会議の開催結果について
- (4) 平成28年度中学生海外研修事業について
- (5) 平成28年度市立前橋高校入試結果について

教育委員会議案第7号

前橋市教育委員会行政組織規則の改正について

前橋市教育委員会行政組織規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月15日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

前橋市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成 28 年 3 月 日

前橋市教育委員会委員長

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

前橋市教育委員会行政組織規則（平成 11 年前橋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 教育資料室
- (2) 教育研修センター
- (3) 特別支援教育室

別表第 2 前橋市総合教育プラザの項第 7 号中「及び小学校」を「、認定こども園、小学校及び義務教育学校」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 7 号を第 6 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 特別支援教育に関する事項

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市教育委員会行政組織規則の改正について（議案第7号）

総務課

1 改正の理由

平成28年4月1日付け教育委員会の組織改組等に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

特別支援教育の体制を強化するため、総合教育プラザ教育相談係の名称を特別支援教育室に改めるとともに、市民に分かりやすくするため他の係の名称を改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

前橋市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改正案		現行	
<p>(前橋市総合教育プラザ)</p> <p>第7条 前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例(平成9年前橋市条例第11号)第1条の規定により設置された前橋市総合教育プラザ(次項において「教育プラザ」という。)に、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>教育資料室</u></p> <p>(2) <u>教育研修センター</u></p> <p>(3) <u>特別支援教育室</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2(第4条—第13条関係)</p>		<p>(前橋市総合教育プラザ)</p> <p>第7条 前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例(平成9年前橋市条例第11号)第1条の規定により設置された前橋市総合教育プラザ(次項において「教育プラザ」という。)に、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>情報資料係</u></p> <p>(2) <u>研究研修係</u></p> <p>(3) <u>教育相談係</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2(第4条—第13条関係)</p>	
教育機関名	分掌事務	教育機関名	分掌事務
省略		省略	
前橋市総合教育プラザ	<p>1~4 省略</p> <p>5 <u>特別支援教育に関する事項</u></p> <p>6~7 省略</p> <p>8 <u>幼稚園の経営並びに幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小学校及び義務教育学校の連携に関する事項</u></p>	前橋市総合教育プラザ	<p>1~4 省略</p> <p>5~6 省略</p> <p>7 <u>幼稚園の経営並びに幼稚園、保育所、保育園及び小学校の連携に関する事項</u></p>
省略		省略	

教育委員会議案第 8 号

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐 藤 博 之

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成28年3月 日

前橋市教育委員会委員長

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部を改正する規則

(前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部改正)

第1条 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則(平成10年前橋市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第6条第3項中「決定を」を「裁決を」に、「決定書謄本送付書」を「裁決書謄本送付書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定書の」を「裁決書の」に改め、同条第4項中「不服申立てに対する決定に基づく行政情報の公開の実施に係る通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく行政情報の公開の実施に係る通知」に改める。

(前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部改正)

第2条 前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則(平成10年前橋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「決定を」を「裁決を」に、「決定書謄本送付書」を「裁決書謄本送付書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定書の」を「裁決書の」に改め、同条第4項中「不服申立てに対する決定に基づく個人情報開示決定に係る通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく個人情報開示決定に係る通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について（議案第8号）

総務課

1 改正の理由

行政不服審査法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(行政情報の公開の実施等)</p> <p>第5条 教育委員会は、行政情報の公開を行う場合において、当該行政情報を閲覧又は視聴する者が当該行政情報を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(情報公開審査諮問書等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、条例第12条第3項の規定による<u>裁決をしたときは、遅滞なく裁決書謄本送付書</u>により、当該<u>審査請求人</u>に<u>裁決書</u>の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 条例第12条の2の書面は、<u>審査請求に対する裁決に基づく行政情報の公開の実施に係る通知書</u>とする。</p>	<p>(行政情報の公開の実施等)</p> <p>第5条 教育委員会は、行政情報の公開を行う場合において、当該行政情報を閲覧又は視聴する者が当該行政情報を汚損し、若しくは<u>き損し</u>、又はそのおそれがあるときは、閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(情報公開審査諮問書等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、条例第12条第3項の規定による<u>決定をしたときは、遅滞なく決定書謄本送付書</u>により、当該<u>不服申立人</u>に<u>決定書</u>の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 条例第12条の2の書面は、<u>不服申立てに対する決定に基づく行政情報の公開の実施に係る通知書</u>とする。</p>

前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(個人情報保護審査諮問書等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、条例第23条第3項の規定による<u>裁決をしたときは、遅滞なく裁決書謄本送付書</u>により、当該<u>審査請求人</u>に<u>裁決書</u>の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 条例第23条の2の書面は、<u>審査請求に対する裁決に基づく個人情報開示決定に係る通知書</u>とする。</p>	<p>(個人情報保護審査諮問書等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、条例第23条第3項の規定による<u>決定をしたときは、遅滞なく決定書謄本送付書</u>により、当該<u>不服申立人</u>に<u>決定書</u>の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 条例第23条の2の書面は、<u>不服申立てに対する決定に基づく個人情報開示決定に係る通知書</u>とする。</p>

教育委員会議案第9号

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐藤 博之

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成28年3月 日

前橋市教育委員会委員長

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の一部を改正する規則

(前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則(昭和42年前橋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表前橋市学校給食南部共同調理場の項中「前橋市立中央小学校」を削る。

(前橋市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 前橋市教育委員会公印規則(昭和44年前橋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1前橋市立小学校印の項中「48」を「47」に改め、同表前橋市立小学校長印の項中「48」を「47」に改める。

(弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部改正)

第3条 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則(昭和45年前橋市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「前橋市立中央小学校」を「前橋市立桃井小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について
(議案第9号)

総務課

1 改正の理由

桃井小学校及び中央小学校の統合に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則

統合後の桃井小学校を前橋市学校給食南部共同調理場の対象校とする。

(2) 前橋市教育委員会公印規則

前橋市立小学校印及び前橋市立小学校長印の個数を48から47とする。

(3) 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則

現在の中央小学校に設置される弱視者特別支援学級及び難聴者特別支援学級については、統合後の桃井小学校に設置する。

3 施行期日

平成28年4月1日

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則新旧対照表(第1条関係)

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
共同調理場	対象校	共同調理場	対象校
省略		省略	
前橋市学校給食南部共同調理場	前橋市立桃井小学校 省略 前橋市立天川小学校 前橋市立広瀬小学校 省略	前橋市学校給食南部共同調理場	前橋市立桃井小学校 省略 前橋市立天川小学校 前橋市立中央小学校 前橋市立広瀬小学校 省略
省略		省略	

前橋市教育委員会公印規則新旧対照表(第2条関係)

改正案							現行						
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)						
種類、名称	個数	ひな形号	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	保管責任者	種類、名称	個数	ひな形号	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	保管責任者
省略							省略						
前橋市立小学校印	47	省略					前橋市立小学校印	48	省略				
前橋市立小学校長印	47	省略					前橋市立小学校長印	48	省略				
省略							省略						

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則新旧対照表(第3条関係)

改正案		現行	
(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。	
種別	設置学校	種別	設置学校
弱視者特別支援学級	前橋市立桃井小学校 省略	弱視者特別支援学級	前橋市立中央小学校 省略
難聴者特別支援学級	前橋市立桃井小学校 省略	難聴者特別支援学級	前橋市立中央小学校 省略
省略		省略	

教育委員会議案第10号

前橋市青少年支援センター規則の改正について

前橋市青少年支援センター規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐藤 博之

前橋市青少年支援センター規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成28年3月 日

前橋市教育委員会委員長

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市青少年支援センター規則の一部を改正する規則

前橋市青少年支援センター規則（平成21年前橋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

前橋市青少年支援センター規則の改正について（議案第10号）

青少年課

1 改正の理由

学校教育法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

新たな学校の種類として義務教育学校が設けられたことに伴い、義務教育学校に係る規定を整備する。

3 施行期日

平成28年4月1日

前橋市青少年支援センター規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(補導員) 第2条 省略 2 条例第5条の規定による補導員の委嘱は、市内の小学校、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長並びに各種団体の長が推薦する者のうちから行うものとする。 3～7 省略</p>	<p>(補導員) 第2条 省略 2 条例第5条の規定による補導員の委嘱は、市内の小学校、<u>中学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長並びに各種団体の長が推薦する者のうちから行うものとする。 3～7 省略</p>

教育委員会議案第11号

前橋市指定文化財の指定について

前橋市文化財保護条例（昭和38年前橋市条例第19号）第3条の規定に基づき、前橋市指定文化財に指定しようとする。

平成28年3月15日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

1 指定しようとする物件

前橋市指定重要文化財 前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料

2 指定年月日

議決の日

名 称 前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料
 員 数 14件 20点
 所在場所 前橋市大手町二丁目 12-9 前橋市立図書館
 所有者及び管理者 前 橋 市

概 要

『前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料』は、昭和 55 年 10 月 20 日付けで前橋市長（当時）と龍海院住職（当時）との間で売買契約により購入された総点数 675 点（一括購入）に含まれるものである。本資料は購入後、前橋市立図書館において保管されている。

『前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料』の 14 件 20 点は、近世江戸時代前期酒井氏時代の城普請の様子、利根川普請及びその計画を記したものと利根川川の浸食によって変わり行く前橋城の様子、寛文期のものと推測できる上野国絵図が含まれており、本市に残る数少ない近世前期の「前橋城」や「前橋城と利根川の川普請のあり方」、「前橋城下の様子」等を窺い知る貴重な資料といえる。以下に、主な絵図を紹介する。

No11「前橋城絵図」。（No はリスト番号。以下同じ） 206 c m × 205 c m の紙本著色の城絵図である。家臣の屋敷割りや坪数、城の建物などが克明に描かれている。これまでの調査では、元禄期以前の城絵図とされていたが、今回の調査で、記載されている家臣名、附箋に書かれた「従先年西 8 月 14 日迄此所 欠」の記載。附箋の下の城絵図の記載、記載された角櫓が 5 基であることなどから、寛文 6 年以前の城絵図であることが明らかになった。現存する最古の前橋城絵図である。

No5「利根川変流図」。 239 c m × 121 c m の折本であり、「名倉八兵衛見分之新堀絵図」の記載が認められる。年代の記載が無いが、利根川の流路を変えるための「新堀」の計画や「出し」（流勢を抑制するもの）の設置計画などが記載されている。酒井家史料にある元禄から宝永年間の利根川の瀬変に関係する記述を反映したものである。

No8「上野国絵図」 366 c m × 574 c m の大形紙本著色の国絵図である。過去の調査では、現在、群馬県の重要文化財として指定を受けている「元禄上野国絵図」の写しと考えられてきたが、今回の調査で、絵図に記載されている村石高数が寛文郷帳の数値と一致することが判明した。このことから本絵図は、元禄期より古い寛文期に作成された上野国郷帳に関する国絵図であることが明らかとなった。元禄期以前の国絵図は、現存するものが少なく、県内ではおそらく本絵図が唯一と思われる。現在、国立公文書館内閣府文庫と京都府立総合資料館所蔵のものが酷似していると考えられるが、今後詳細な調査が必要である。

ただ、これら 14 件 20 点の中には、上野国絵図や前橋市街図のように前橋城絵図以外の絵図や時代的に新しいものも含まれている。しかしながら、これら絵図が酒井氏の菩提寺でもある龍海院から一括で購入された絵図であり、前橋藩酒井家に由来する資料（絵図）である。したがって、これらの資料を前橋城絵図のみで分断指定するのではなく、前橋城絵図を中心とする酒井家に由来する一連の絵図資料として一括として扱うこととした。

このようなことから、資料の重要性に鑑み、今後、貴重な文化財の保存に万全を期すためにも、重要文化財指定を行ない、保護を図る必要性が極めて高い物件である。

【指定理由】

本市の近世前期における前橋城及び城下の様子、県内の様子を記録した貴重な絵図資料である。本市が所有してきた前橋藩関連の資料と共に近世前橋城及び本市内外の当時の様子を今に伝える重要な資料である。

各絵図の概要一覧

No	図書館整理 No	名称	年代	概要	方寸
1	カイ1-1	前橋城絵図	寛文6年9月16日	土居修理工事申請の副図、写し	132.5c×130.5cm
2	カイ1-2	前橋城絵図	延宝4年9月19日		56cm×70cm
3	カイ1-3	前橋侍屋敷之図		大胡城関連絵図。町屋地割及び郊外里程。求知堂の記載があることから1700年以降のものと考えられる。既に大胡城の建物は無く石垣のみの記載となっている。	93cm×133cm
4	カイ1-4	前橋外曲輪御絵図	天和4年12月7日	現況においては、左記年代は確認できない。(傷みのため)	152cm×105cm
5	カイ1-5	利根川変流図	年代不明	「名倉八兵衛見分之新堀絵図」の標記あり。高崎、前橋領境川原絵図。	239cm×121cm
6	カイ1-6	前橋市街図	大正13年 昭和4改	煥乎堂発行。裏に市街地の写真あり。	54cm×79cm
7	カイ1-7-1	前橋領図 同写	年代不明	村別に彩色。元禄期あるいはそれ以前か。一部補修あり。	124cm×179cm
8	カイ1-7-2				178.5c×120.5cm
9	カイ1-7-3				75cm×168cm
10	カイ1-8	上野国絵図	寛文期?	郡別色別は村高表示。村高は寛文郷帳の記載と一致。寛文期の国絵図は希少であり、同じものは県内にはない。また、現上野村のあたりの記載法は独特であり、これと同じ記載法のものが京都府立総合資料館にある。	366cm×574cm とある)
11	カイ1-9	前橋城図	寛文9年以前、寛文6年前後するころ?	松平内記の屋敷有り。好古堂の記載なし。彩色一間四方。	206cm×205cm
12	カイ1-10	前橋城図	貞享4年8月13日	用水堀工事絵図	94cm×85cm
13	カイ1-11	江戸城絵図		江戸初期のものか。大名屋敷表示あり。	270cm×206cm
14	カイ1-12-1	前橋城絵図		宝永以降。城修復の副図。	119.5cm×118cm
15	カイ1-12-2				117cm×117cm
16	カイ1-12-3				94cm×111cm
17	カイ1-13-1	前橋城絵図		元禄以前のものか。家臣の名前なし。下絵図曲輪区分のみ。	94cm×111cm
18	カイ1-13-2				81.5cm×83cm
19	カイ1-13-3				152cm×177cm
20	カイ1-14	対馬守御本陣絵図		播州室津宿か。	127cm×138cm

No.1



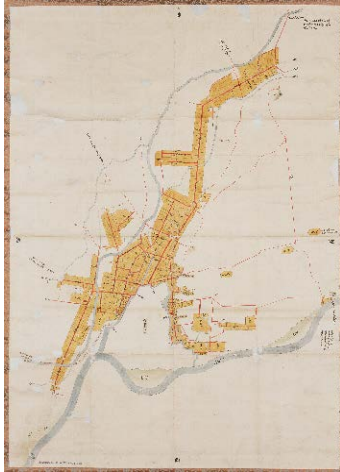
No.2



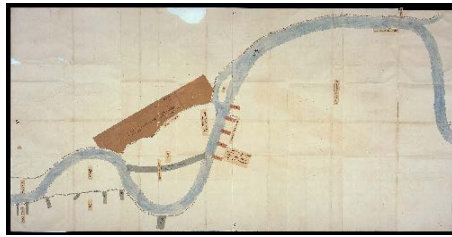
No.3



No. 4



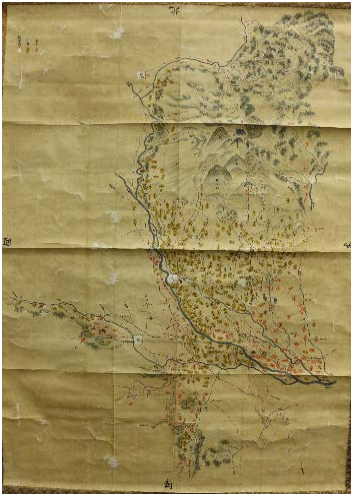
No. 5



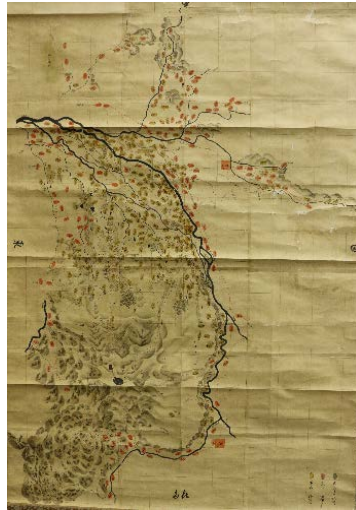
No. 6



No.7



No.8



No.9



No.10



No.11



No.12



No.13



No.14



No.15



No.16



No.17



No.18



No.19



No.20



教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	金				
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水				
7	木	各学校新任式・始業式・入学式 幼稚園始業式		各学校 各幼稚園	
8	金	幼稚園入園式 前橋高等学校入学式		各幼稚園 前橋高等学校	
9	土				
10	日				
11	月	明寿大学入学式	10:00～10:40	中央公民館3階ホール	生涯学習課
12	火				
13	水				
14	木				
15	金	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	教育委員会4月定例会(予定)	15:00	11階南会議室	総務課
20	水				
21	木	教育福祉常任委員会	13:00	第一委員会室	
22	金				
23	土	第38回 前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00	桂萱公民館 ホール	文化財保護課
		絵本作家と和紙でこいのぼりをつくろう!	10:00	中央公民館411アトリエ	図書館
24	日				
25	月				
26	火	前橋ボランティア連絡会総会	9:30～	中央公民館501・502学習室	生涯学習課
27	水				
28	木				
29	金				
30	土	前橋高等学校 学校公開・PTA総会		前橋高等学校	前橋高等学校

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日	「こども春まつり」(1日、3～5日)		児童文化センター	青少年課
2	月				
3	火	こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	水	こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	木	こども図書館員	10:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00、14:00	こども図書館	図書館
6	金				
7	土				
8	日				
9	月	前橋市教職員全体研修会	14:25	ベイシア文化ホール	総合教育プラザ
10	火				
11	水	市P連広報研修会	10:00～12:00	総合福祉会館	学校教育課
12	木				
13	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
14	土				
15	日	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	月	移動音楽教室①(中)	10:30～11:30 14:00～15:00	ベイシア文化ホール	学校教育課
17	火	教育委員会5月定例会(予定)	15:00	11階南会議室	総務課
		中学生海外研修2次選考会	14:00～18:00	総合福祉会館	青少年課
18	水				
19	木	生涯学習奨励員連絡協議会総会		中央公民館3階ホール	生涯学習課
		遊び場指導員委嘱式・感謝状贈呈式・全体研修会	10:00～12:00	総合福祉会館	青少年課
		幼保小連携地区ブロック全体会	15:30	総合福祉会館	総合教育プラザ
20	金				
21	土				
22	日	詩をきこう、詩であそぼう～子ども向け詩の朗読会	14:00	こども図書館	図書館
23	月				
24	火	学校警察等連絡会議全体会	15:00～16:45	総合福祉会館	青少年課
25	水	第1回国際教育推進委員会	15:00～16:30	市庁舎会議室	青少年課
		前橋市教育支援委員会 第1回全体会	13:30	総合教育プラザ63研修室	総合教育プラザ
26	木	市P連定期総会・懇親会	16:00～20:00	前橋テルサ	学校教育課
27	金	群馬県公民館連合会総会	13:00～	中央公民館3階ホール	生涯学習課
28	土	中学生海外研修結団式・第1回事前研修会	9:30～10:30	児童文化センター	青少年課
29	日				
30	月	移動音楽教室②(中)	10:30～11:30 14:00～15:00	ベイシア文化ホール	学校教育課
		青少年支援センター補導員総会	15:00～17:00	総合福祉会館	青少年課
31	火				

審議会等の会議の開催結果について

会議名	平成 27 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議
日時	平成 28 年 2 月 3 日 (水) 午前 10 : 00 ~ 11 : 00
場所	市庁舎 3 2 会議室
出席者	(委員 : 5 名) 井上唯雄、大森威宏、岡田昭二、能登 健、村田敬一 (事務局 : 8 名) 佐藤教育長、関谷教育次長、塩崎指導担当次長、小島文化財保護課長、 他 7 名
議題	(1) 諮問 ・前橋市指定重要文化財の指定について 前橋藩酒井家前橋城絵図 附 関連資料 (2) 審議 ・前橋市指定重要文化財の指定について 前橋藩酒井家前橋城絵図 附 関連資料 (3) 議事 ①報告 今年度の文化財調査の結果 県及び市指定重要文化財「臨江閣」保存整備事業 ②その他 ・天然記念物 岩神の飛石 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 ・国指定重要文化財「阿久沢家住宅」整備事業の経過報告 ・国指定史跡「女堀」土留設置工事 ・史跡前二子古墳歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 ・県指定重要文化財「総社本上野神名帳」保存修復事業 ・県指定重要文化財「上野総社神社本殿」 防災施設等事業 ・県指定天然記念物「三夜沢赤城神社のたわらスギ」樹勢再生事業 ・県指定史跡「天神山古墳」墳頂部整備事業 ・市指定重要文化財「大徳寺総門」保存修理事業 ・市指定史跡「牧野家墓地」玉垣修復事業 ・新総社資料館建設事業 ・上野国府等範囲内容確認調査事業 ・前橋の蚕糸業に係る建造物群等調査事業
結果概要	(1) 諮問 ・市指定重要文化財候補「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」の指定について諮問を行う。 (2) 審議 ・市指定重要文化財候補「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」の指定について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの方向が出された。 (3) 議事 ・平成 27 年度の文化財調査の結果が報告された ・県及び市指定重要文化財「臨江閣」の保存整備事業の概要及び今後行われる現状変更について説明し、委員より了解を得た。

主な意見等	<p>(2) 審議</p> <ul style="list-style-type: none">・諮問物件が指定となることについては、問題ない。ただ、附に含まれる上野国絵図は、今後の様子によって、指定物件と同等の価値が出てくる可能性もある。・指定名称について。附の部分に代表的な物件名を入れるなど検討を試みてはどうか。難しいようならば、そのままでも構わない。 <p>(3) 議事</p> <ul style="list-style-type: none">・今年度の文化財調査の結果について。天然記念物の市内巡検で沼の窪のザゼンソウを巡検した際、湿地部分が猪の獣害にあっていた。今後、場合によっては、食害にあう恐れもある。何らかの対策を考えて欲しい。・県及び市指定重要文化財臨江閣整備事業について。これから実施される事業は、耐震補強工事であり、規模も大きく金額的にも大きくなるが、大変重要な工事である。ご理解いただきたい。
-------	---

審議会等の会議の開催結果について

会議名	平成 27 年度第 2 回国指定天然記念物「岩神の飛石」環境整備委員会議
日時	平成 28 年 2 月 29 日 (月) 午前 10 : 00 ~ 11 : 30
場所	文化財保護課庁舎 2 階会議室
出席者	(委員 : 6 名) 野村哲委員 井上唯雄委員 能登健委員 瀬尾茂委員 小池洋七委員 浅野敏雄委員 (指導助言者) 文化庁 柴田伊廣文部科学技官 群馬県教育委員会文化財保護課 田島輝之指導主事 群馬県立自然史博物館 菅原久誠学芸員 前前橋市文化財調査委員 片山満秋氏 (事務局 : 6 名) 関谷教育次長、小島文化財保護課長、他 4 名
議題	○議事 (1) 今年度実施事業の報告 (2) 国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書の提出 (3) その他
結果概要	(1) 今年度事業実施事業の報告 ・国庫補助環境整備事業として今年度実施してきた事業の結果報告をおこなった。 ・環境整備事業の一環として H25 年度から平成 27 年度まで実施されてきた岩神の飛石の岩石成分分析調査の結果報告が行われた。岩神の飛石は、昭和 13 年 12 月 14 日に指定されてから現在まで、「赤城由來說」が指定理由として示されていたが、今般の一連の岩石分析調査の結果、「浅間由来である」ことが科学的なデータの下に報告された。 (2) 国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書の提出 ・ H25 年度から H27 年度までの 3 ヶ年間の事業の総括として、「国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書」が委員会に提出され、かつ、確認・承認された。 (3) その他 ・ H28 年度予定されている「岩神の飛石保存活用計画策定」について説明した。
主な意見等	・飛石の岩石調査について、当初は「来歴不明と言う状態だったが、今や給源と考えられる方面が明らかになり、さらに、今後はどのような保存策をとり、どのような体制と方法で活用を図っていこうかと言う議論を行うところまできている。今後を期待するところである。 ・岩石分析調査の結果については、プレスリリースを行い、その後、調査を実施した県立自然史博物館と連携し、調査で採取した岩石の展示をおこなうなど、一般への周知を進めて欲しい。

国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業岩石成分分析調査の結果について

1 内容のあらまし

(1) 岩神の飛石について

国指定天然記念物岩神の飛石は、利根川左岸にある周囲 70m、高さ 10m の巨岩であり、火山噴火の噴出物が泥流により運ばれたとされているものである。昭和 13 年 12 月 14 日の指定時より「赤城山の噴火によるもの」と考えられていたが、巨岩が御神体であるため、科学的な分析調査が実施されたことが無く、最近では浅間山の噴火により形成された岩石であるという説もでてきている状態であった。

(2) 環境整備事業における調査

平成 25 年度から平成 27 年度の国庫補助事業において、不明瞭だった飛石の来歴についても化学的データに基づく調査を行うこととなり、岩石成分分析調査が実施された。分析調査では、文化庁長官の特別な許可及び所有者の承諾を得て、採取された試料をもとに、肉眼及び顕微鏡による岩石記載、化学組成分析、鉱物化学組成分析そして熱ルミネッセンス年代測定などを実施してきた。また、飛石の地下部分の層位を確認するためにボーリング調査を実施し、前橋泥流との関係も検証してきた。加えて、類似性、関連性のある岩石採取も、利根川沿い、赤城山麓、吾妻川沿いから浅間山方面にかけて県内外各地で実施してきた。

(3) 岩石成分分析調査の結果

3 年に亘るこのような調査で得られたデータの比較検証等を行った結果、岩神の飛石は、約 2 万 4 千年前頃の浅間山の噴火によって発生した前橋泥流が、吾妻川沿いに当地まで流れ下ってきた際に運搬された岩石であり、加えて、その岩石が成分的に浅間山方面を給源とする岩石であると判明した。

(4) 今後の方向

3 カ年の一連の環境整備事業の結果を受け、今後はどのような保存策をとり、どのような体制と方法で活用を図っていくかを地域・学校、専門家と連携しながら「保存活用管理計画」を策定していきたいと考える。

2 目的・意義

岩石成分分析調査によって判明した新事実を広く周知し、文化財の保護、普及活用に資することとしたい。

4 特記事項

これにより、国指定天然記念物岩神の飛石の昭和 13 年 12 月 14 日における指定理由が変更及び書き換えられる事はないが、文化財データベースの説明に、今回の調査報告の内容が反映されるように、文化庁と協議する予定。

担 当 文化財保護課 文化財保護係

担当者 宮沢 岩瀬

電 話 内線：6110

ダイヤル：027-280-6511

現況写真（環境整備事業の実施前後）



西側施工前



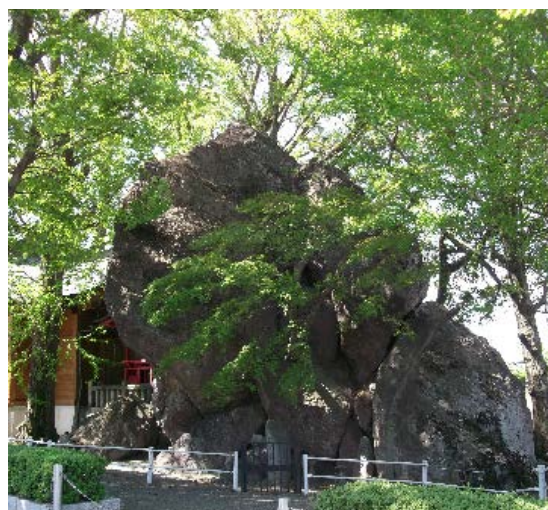
西側施工後



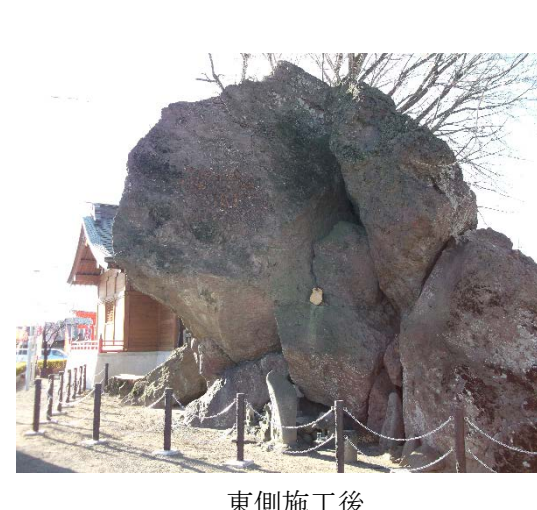
南側施工前



南側施工後



東側施工前



東側施工後

平成 28 年度 前橋市中学生海外研修事業 募集要項

1 目 的

異文化との交流や生活体験を通して語学力の向上を図るとともに、国際感覚を身につけた青少年を育成することを目的として、中学生の海外派遣研修を行うものとする。

2 主 催 前橋市教育委員会

3 実施期間 平成 28 年 8 月 5 日（金）～8 月 19 日（金） 15 日間

4 研 修 地 オーストラリア ニューサウスウェールズ州 シドニー

5 研修内容 ホームステイ、現地生徒との文化・スポーツ交流、現地授業への参加
英語研修（現地講師による授業）、市内見学

6 募集方法 公募

7 募集人数 中学校 2・3 年生 40 人

- ・ 40 人のうち、市内中学校（市立中学校 21 校、群馬大学教育学部附属中学校、共愛学園中学校）から原則として各 1 人、合計 23 人を選考する。
- ・ その他の 17 人については、市内中学校に県立中央中等教育学校の生徒を含めた中から選考するが、17 人のうち各校の上限を 2 人とする。
- ・ 2 年生、3 年生の人数枠は設けない。
- ・ 原則として男女それぞれ少なくとも 10 人を目安とする。

8 参加資格（次の条件をすべて満たす者）

- (1) 本人及び保護者とも市内在住で、市内中学校及び県立中央中等教育学校に通う 2・3 年生の生徒
- (2) 事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できる者 ※本要項「1.1 研修予定」参照
- (3) 帰国後、派遣体験を活かして、国際交流事業や体験発表会への参加などに積極的に取り組める者
- (4) 海外での研修及びホームステイに適応する能力及び意欲を有する者
- (5) 本人が派遣事業への参加を希望し、かつ、保護者が承諾した者
- (6) 基礎的な英会話能力を有し、かつ、英会話に興味のある者
- (7) 校内において積極性・協調性をもって活動している者
- (8) 心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられる者
- (9) 生徒の学校生活での健康上の配慮のために、保護者が「学校生活指導管理表」又はそれに準ずるものを在籍校へ提出している場合は、前橋市教育委員会がその写しを在籍校校長から取り寄せることに同意できる者。

※上記（1）～（9）を満たす場合でも、長期間の海外生活経験者（満 7 歳を迎える年度以上に、通算して 6 ヶ月以上の海外生活を経験した者）、国または地方公共団体が行った同種の事業に参加したことがある者及び本事業に参加したことがある者は参加資格がないものとして扱う。

平成28年度 前橋市中学生海外研修事業 研修予定

月	日	曜日	内容	会場
3	7	月	募集要項配付	
4	14	木	申込み（青少年課への提出〆切）	
	26	火	第1次選考会 （採点・結果通知）	総合福祉会館
5	17	火	第2次選考会 （研修生決定）	総合福祉会館
	28	土	午前 結団式（保護者同席） 午後 第1回事前研修会	児童文化センター
6	25	土	第2回事前研修	児童文化センター
7	25	月	第3回事前研修	児童文化センター
8	2	火	午前 第4回事前研修 午後 最終打合せ（保護者同席）	児童文化センター
	5	金	出発式	児童文化センター
	19	金	到着式	児童文化センター
9			研修報告書作成 体験発表資料作成	
11	19・20	土・日	体験発表会 （まえばし学校フェスタ）	前橋プラザ元気21
12			研修の評価	

《事前研修の予定》

第1回	5月28日	前年度の研修確認 班・係の決定 ファミリーへの手紙作成 各自の研修テーマの決定
第2回	6月25日	自己紹介英文の作成 見学地調べ オーストラリアの自然や動物調べ 留学生との交流 先輩の体験発表 合唱練習 出し物の決定
第3回	7月25日	英会話練習 英語あいさつ練習 オーストラリアのマナー学習 前橋や日本の文化についての学習 合唱練習 だんべえ踊り・出し物練習 ホームステイでの注意事項確認
第4回	8月2日	プラネタリウム観賞「南半球の星空」 諸連絡及び渡航に関する最終確認 全体リハーサル(出発式・到着式、歓迎朝礼、フェアウェルパーティー)

9 派遣者の決定

選考方法は、申込のあった者のうちから前橋市教育委員会で実施する選考審査を経て教育長が決定する。なお、アレルギー体質等への特別な配慮が必要な参加者で、ホームステイ先での対応が難しい場合は、決定を取り消すことがある。

10 参加負担金

(1) 渡航費及び研修に要する費用のうち、16万円を参加負担金とする。ただし、次の場合には参加負担金を免除することができる。※派遣者として決定後に相談に応じる。

- ・就学援助制度（要保護・準要保護）適用家庭である場合
- ・就学援助制度の適用を受ける家庭状況に相当すると認められた場合
- ・教育長が特に必要と認める場合

※ただし、パスポート取得のための費用は参加者の個人負担とする。

(2) 負担金は7月26日までに一括納付するものとする。

(3) 本研修期間中に生じた傷病、損害については主催者が一括して加入する海外旅行保険で対応するが、保険対象外の傷病、損害については参加者の個人負担とする。

11 研修予定

<事前研修>	5月28日（土）結団式（保護者同席 午前のみ） 第1回事前研修
	6月25日（土）第2回事前研修
	7月25日（月）第3回事前研修
	8月 2日（火）第4回事前研修 最終打合せ（保護者同席 午後のみ）
<本研修>	8月 5日（金）～8月19日（金）
<事後研修>	11月19日（土）・20日（日）事後研修・体験発表会 （まえばし学校フェスタ2016）

※その他、校内や地域における体験発表、国際交流事業への参加等

12 参加申込

○青少年課から各学校へ書類配付 ※3月7日（月）配付

○校内で参加希望者に書類配付

○参加希望者は「申込書」「誓約書」「個人カード」「健康状態確認書」を各学校へ提出
※校内での申込〆切・提出方法は各学校で定める。

○各学校で書類（申込書・誓約書・個人カード・健康状態確認書

・学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの写し）

をまとめ、青少年課へ提出 ※提出期限 4月14日（木）

13 選考方法

【第1次選考】※申込者全員

平成28年4月26日（火）14：00～ 前橋市総合福祉会館

（内容）日本語作文、英語テスト、自己PR（日本語によるスピーチ）

【第2次選考】※第1次選考合格者のみ

平成28年5月17日（火）13：00～17：00 前橋市総合福祉会館

※集合時刻は第1次選考合格者ごとに通知

（内容）日本語面接、英語面接

14 問合せ先

前橋市教育委員会 青少年課（市役所10階）

前橋市大手町2-12-1 電話：898-5872（直通）

平成28年度 前橋市中学生海外研修事業 本研修予定

日	曜日	主な研修内容	宿泊
8/5	金	・前橋出発式（児童文化センター）14:30～ ・日本出国	機内
6	土	・オーストラリア入国 ・現地校到着式 ・ホストファミリー対面式（ホストファミリーと過ごす）	ホームステイ
7	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
8	月	・英語研修 ・バディとの対面 ・歓迎式 等	ホームステイ
9	火	・MIMOSA小学校訪問 （歓迎式、校内見学、授業見学、交流・体験活動 など）	ホームステイ
10	水	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
11	木	・市内見学 （ミセスマッコリー岬、オペラハウス、オーストラリア博物館）	ホームステイ
12	金	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
13	土	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
14	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
15	月	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
16	火	・市内見学 （ノースヘッド、マンリー、フェリー乗船）	ホームステイ
17	水	・英語研修 ・フェアウエルパーティー準備 ・フェアウエルパーティー	ホームステイ
18	木	・英語研修 ・文化交流 ・現地校出発式 ・市内見学 （タロンガ動物園、ブルースポイント、 ダーリングハーバーなど） ・オーストラリア出国	機内
19	金	・日本入国 ・前橋到着式（児童文化センター）10:15予定	

前橋市

中学生海外研修生募集

前橋市教育委員会

- 1 目的 異文化交流による国際感覚・語学力の向上
- 2 実施期間 平成28年8月5日（金）～8月19日（金）
～ 15日間という長期の海外研修 ～
- 3 研修地 オーストラリア シドニー
- 4 研修内容



13日間のホームステイ、現地の小・中学生との文化・スポーツ交流、現地校授業への参加、英語研修（現地講師による授業）、オーストラリア文化を学ぶ体験授業、シドニー市内見学 等

暑い夏を抜け出して、南半球の中学生と一緒に学校に通い、勉強やスポーツを通して、親交を深められるのも前橋市の海外研修の特色のひとつ

- 5 募集人数 中学校2・3年生 40人（前橋市内在住）
- 6 参加資格
 - ・事前研修、本研修、事後研修すべてに参加できること
 - ・心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられること など
- 7 選考方法 一次選考 4月26日（火）（英語テスト・作文・自己PR 等）
二次選考 5月17日（火）（日本語・英語面接 等）
- 8 参加費用 16万円
（*詳しくは募集要項にあるので
興味を持ったら、すぐ先生から募集要項をGETしよう！）
- 9 締め切り 各学校で設定した日

**AUSSIEの学校生活を
自身で体験できる
絶好のチャンスをのがすな！**



研修生の発案で始めた朝の挨拶運動

※AUSSIEとはオーストラリアやオーストラリア人のこと

平成28度 前橋市立前橋高等学校入学者選抜実施結果について

1 平成23年度入学者選抜より、学校の通学区域は、群馬県全域です。

※ 市内・市外は参考数値

2 【前期】 検査日：平成28年2月15日（月） ※合格発表：2月22日（月）

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
27	男	120	74	15	89	1.97	26	9	35
	女		107	40	147		55	30	85
	計		181	55	236		81	39	120
28	男	120	86	29	115	2.31	23	15	38
	女		106	56	162		49	33	82
	計		192	85	277		72	48	120

	男	女	計
A 選抜	27	25	52
B 選抜	11	57	68
計	38	82	120

3 【後期】 学力検査日：平成28年3月8日（火）・9日（水） ※合格発表：3月15日（火）10時～

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
27	男	120	62	11	73	1.20	52	7	59
	女		61	10	71		52	9	61
	計		123	21	144		104	16	120
28	男	120	68	19	87	1.46	44	13	57
	女		63	25	88		44	19	63
	計		131	44	175		88	32	120

4 【合格者合計】

入学年度	男女	定員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
27	男	240	78	16	94
	女		107	39	146
	計		185	55	240
28	男	240	67	28	95
	女		93	52	145
	計		160	80	240